

報道資料

令和 2年 5月 1日
産業・観光・雇用振興部
地域産業課 金融支援係
担当:古川
ダイヤル:0742-27-8807 内線:3513

無利子・無保証料・無担保の新たな制度融資を創設

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業・小規模事業者への資金繰り支援措置として、無利子・無保証料・無担保の「新型コロナウイルス感染症対応資金」を創設し、様々な資金需要に対応します。

【制度概要】

		融資限度額	融資期間 (うち据置)	売上高等 減少要件	利率	保証料率	
創設	新型コロナウイルス 感染症対応資金	3,000万円	10年 (5年)	個人事業主 (小規模のみ) ▲5%以上	0%	0%	
				小・中規模事業者 (上記除く)	▲5%以上	1.9%	0.425%
					▲15%以上	0%	0%
既存	経営環境変化・災害 対策資金	5,000万円	7年 (1年)	▲5%以上	0%	0%	
	セーフティネット対策 資金(4号)	5,000万円	7年 (1年)	▲20%以上	0%	0%	
	セーフティネット対策 資金(5号)	5,000万円	7年 (1年)	▲5%以上	0%	0%	
	大規模経済危機等 対策資金	5,000万円	10年 (2年)	▲15%以上	0%	0%	

【適用期間】

令和2年5月1日～令和2年12月31日（保証申込の受付）

*なお、令和3年1月31日までに融資実行が必要

